

## 考查基準

### 1 評価項目及び細目

評価項目及び細目は次のとおりとする。

	項 目	細 目
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画
	実施状況の評価	執行計画 品質管理 業務特性 創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
	取組姿勢	責任感 積極性 倫理観
	結果評価	成果物の品質

### 2 総括監督員考查基準

#### (1) 考查方法

総括監督員は、評価趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評価を行う。

#### (2) 評定点範囲

採点表（総括監督員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評価するものとする。（評価項目の追加、削除は行わない）

#### (3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として15点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止 1ヶ月超
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

#### 【適応事例】

- ① プロポーザル方式における当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ② 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ③ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無

許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

- ④ 一括再委託、請負を行った。
- ⑤ 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ⑥ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ⑦ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

#### (4) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、埼玉县委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第6条に定める評定結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第9条を準用し評定の修正を行うものとする。

別表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－10点	－20点

#### (5) 総合評価方式におけるペナルティによる減点

総合評価方式（技術提案型）による入札を経て契約した業務においては、「埼玉県県土整備部土木設計業務総合評価方式試行ガイドライン」10ペナルティの設定の規定に基づき業務成績評定点を減点することができる。

### 3 担当監督員及び検査員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

#### 4 「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

「設計共通仕様書」第 1204 条及び第 1205 条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

##### 【単純調査業務の例】

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

#### 5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質・土質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- (1) 「地質・土質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分のどれかが評価対象額を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- (2) (1)を除き、「地質・土質調査、単純調査業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の対象部分の合計が評価対象額を超えるとき、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。  
これらの取扱いは、担当監督員及び検査員で統一するものとする。

## 6 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、担当監督員が決定する。

## 7 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

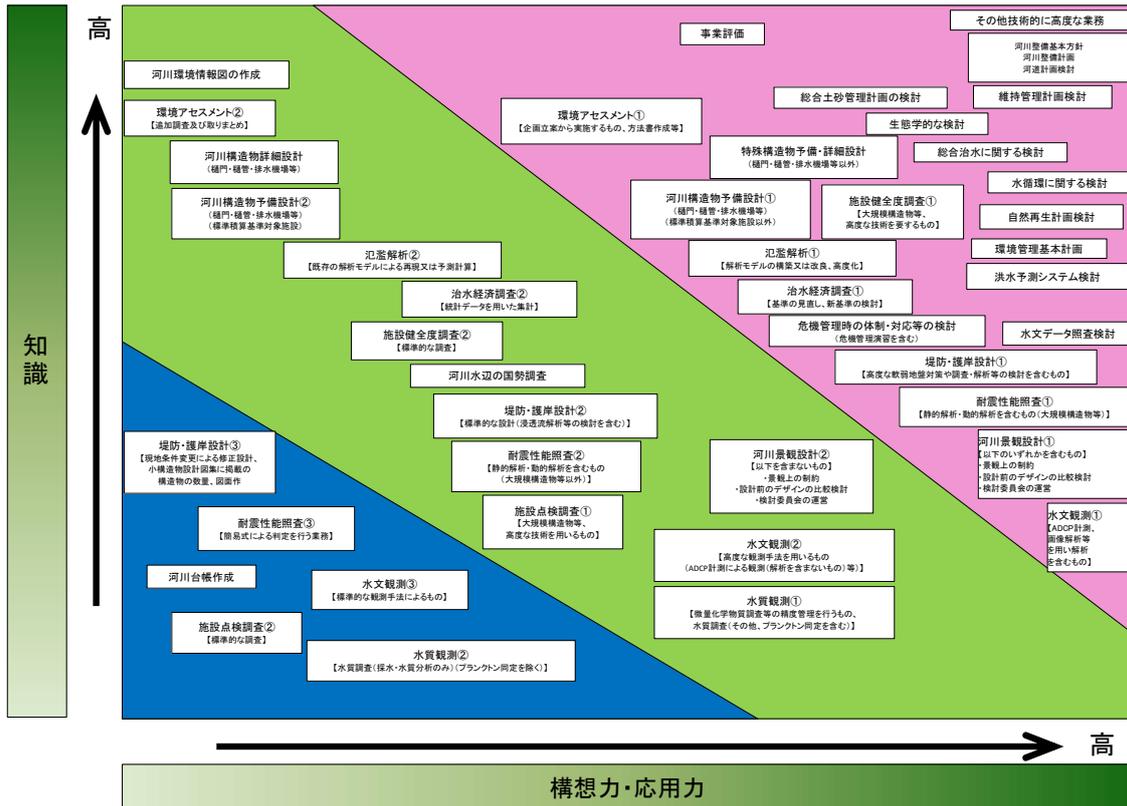
考 査 項 目			業務評定	地質・土質調査、単純調査業務、測量作業 調査業務、計画業務、設計業務		
				技術者評定		
				技術管理者 又は 管理技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と執 行計画	20	20	5	
	実施状況の 評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
取組姿勢	責任感、積極 性、倫理観	5	5	7.5		
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

注) 1 担当技術者は8名までとし、TECRISに登録されており、かつ発注者との打ち合わせに回数で半分以上出席している者とする。

参考：採点上の補足

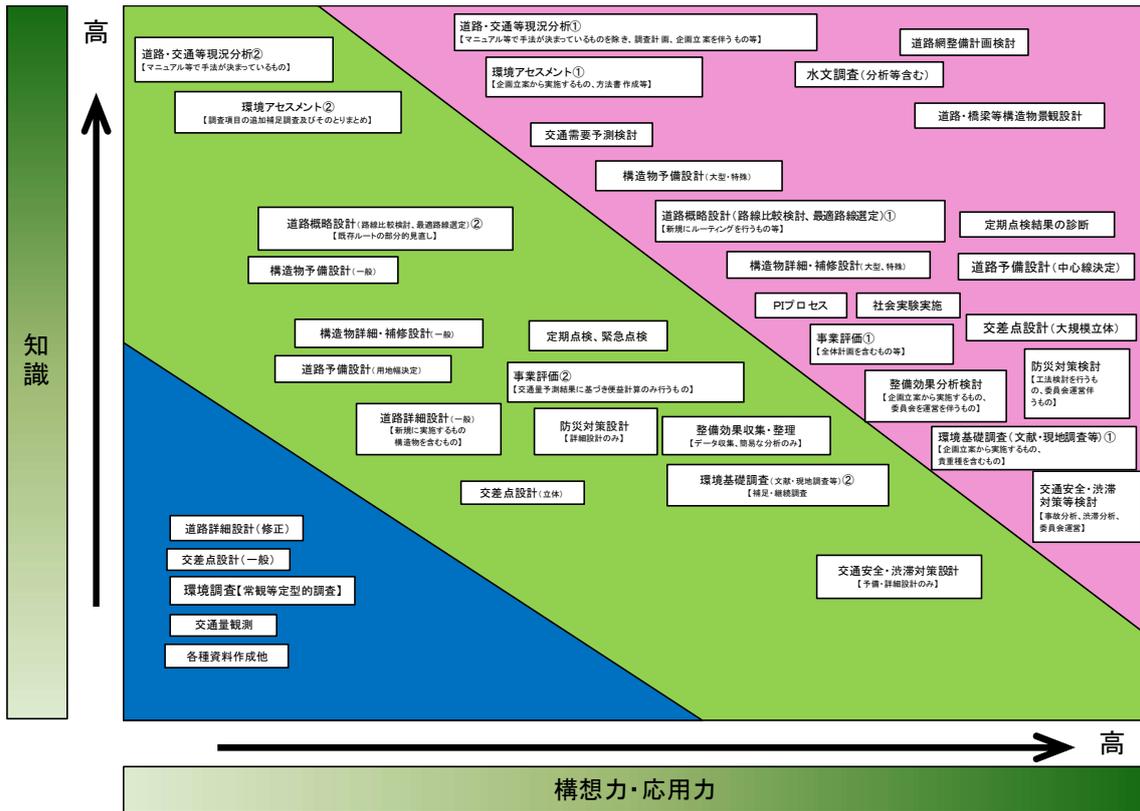
採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては以下、標準的な業務内容に基づいた事例に示される「知識」の高い業務又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。

【河川事業】

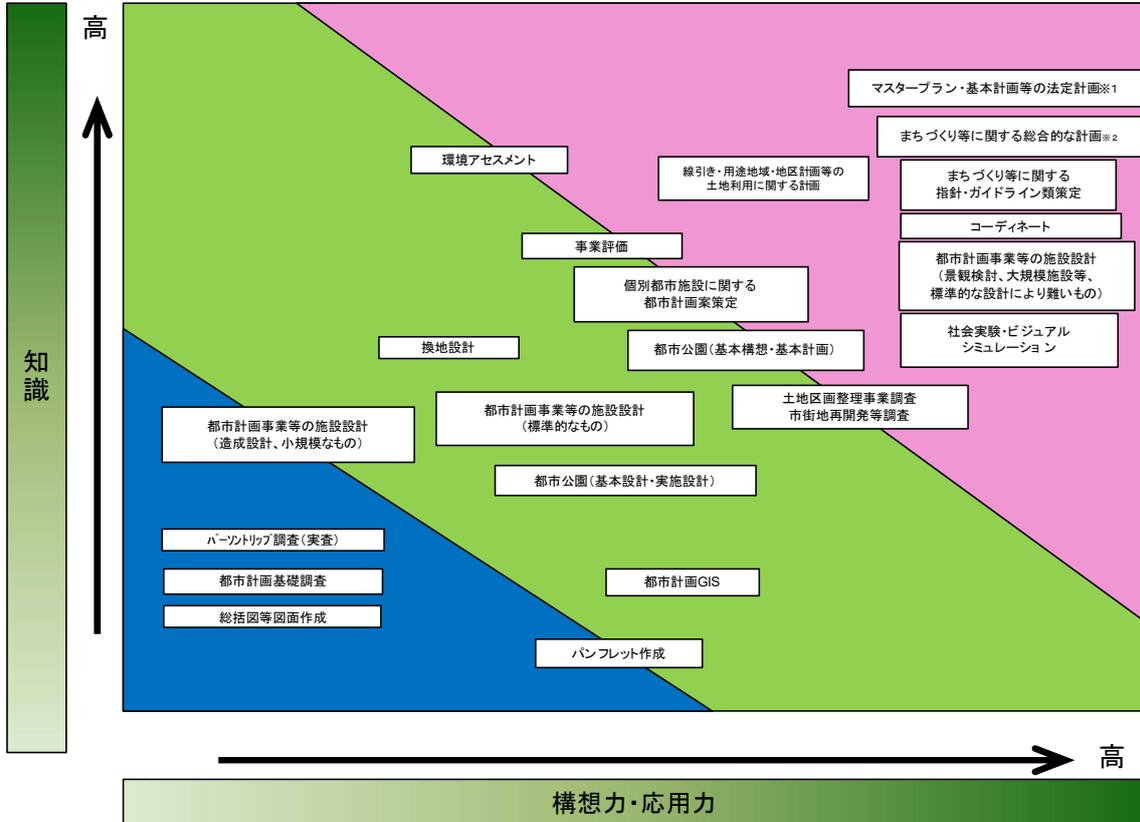


※砂防事業は、本表に準じて選定する。

## 【道路事業】



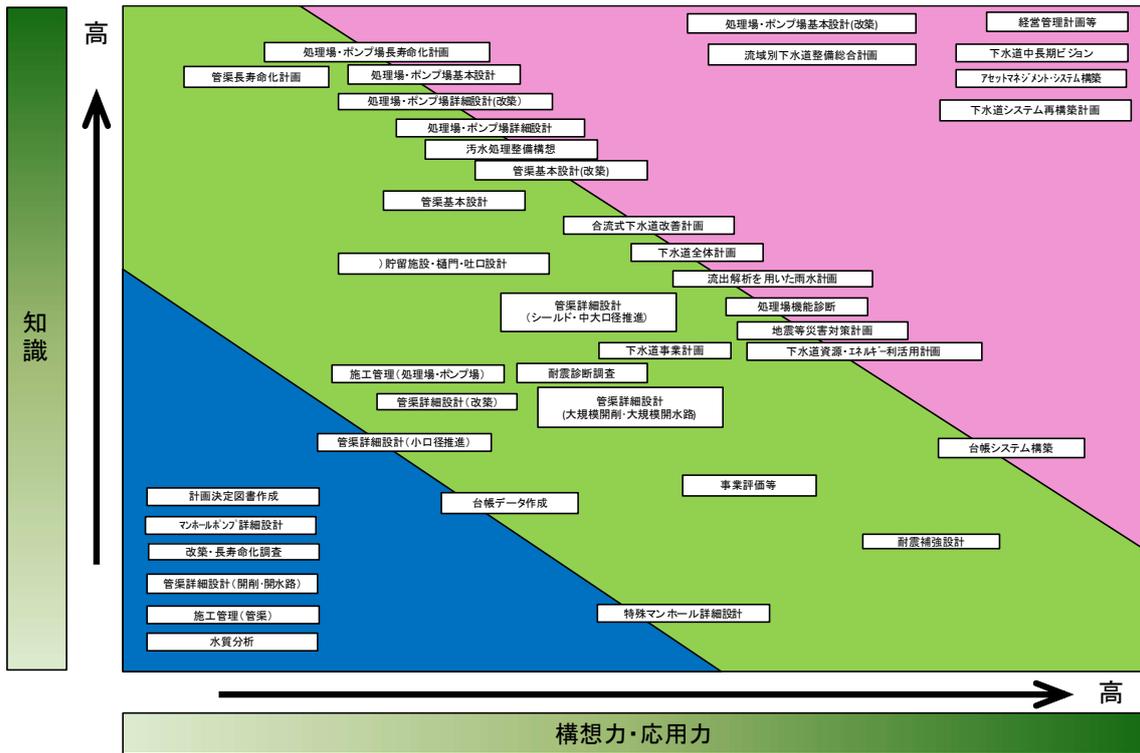
## 【都市事業】



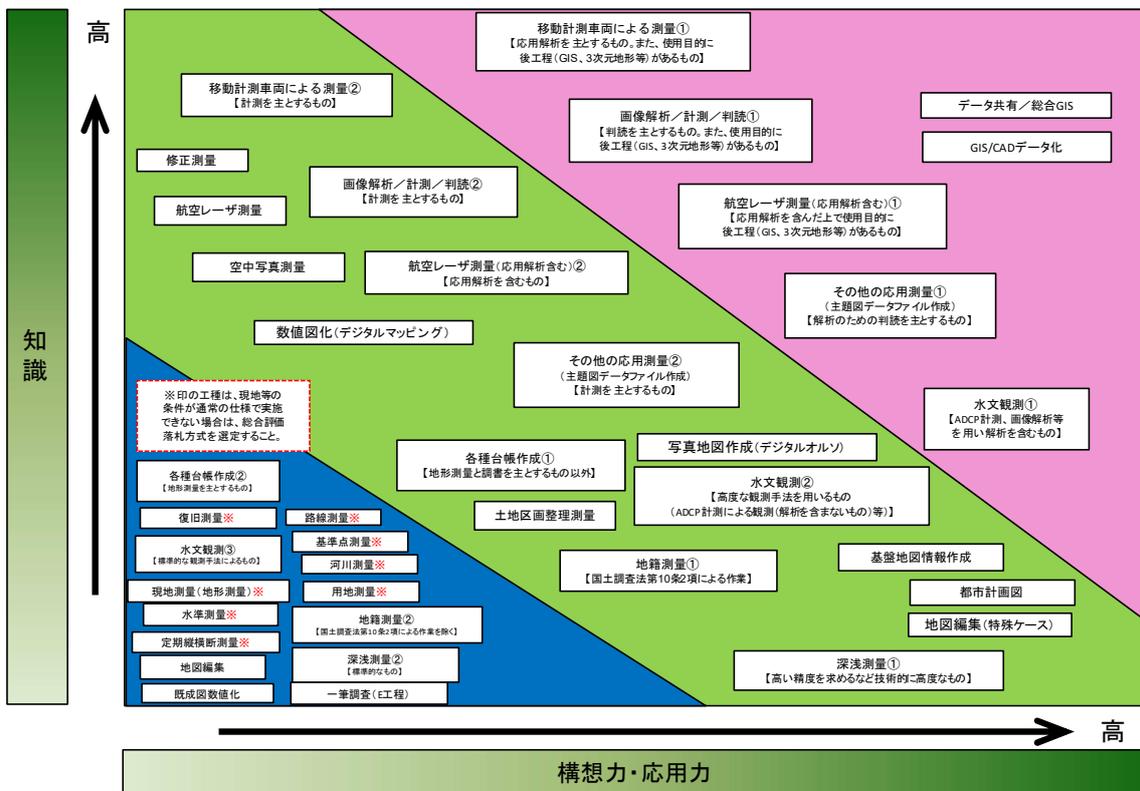
※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等

※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)、防災等に関する基本的な計画 等

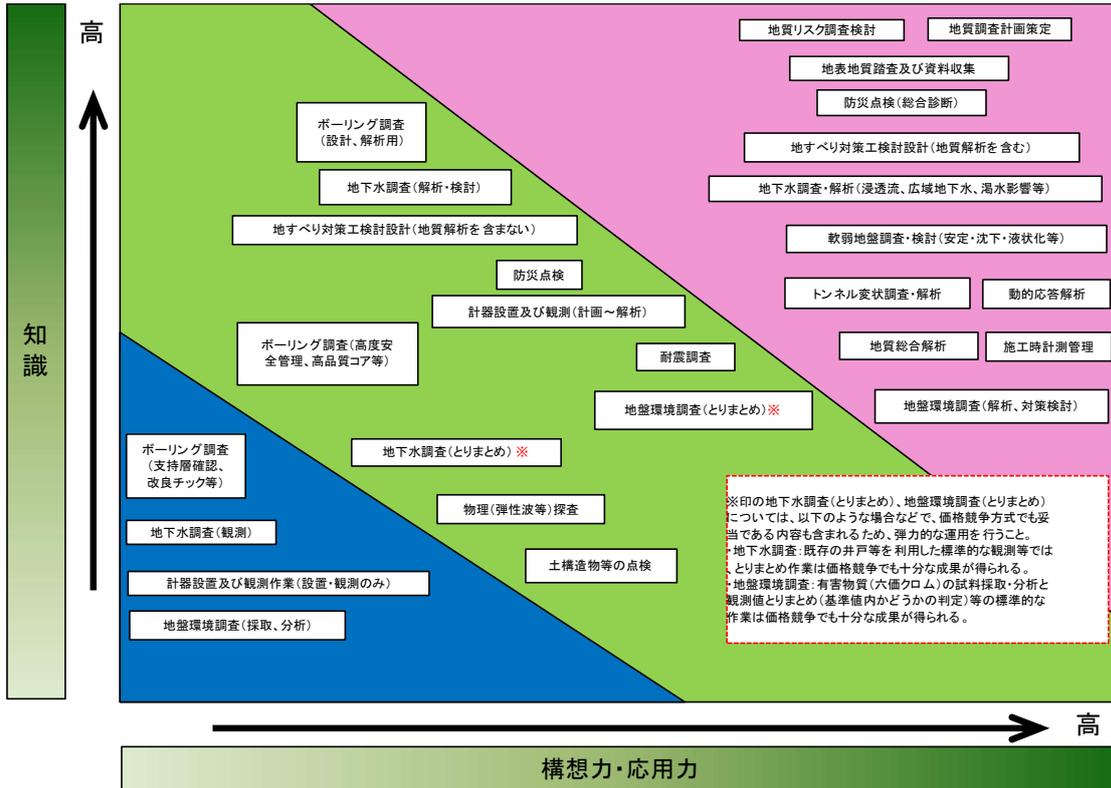
# 【下水道事業】



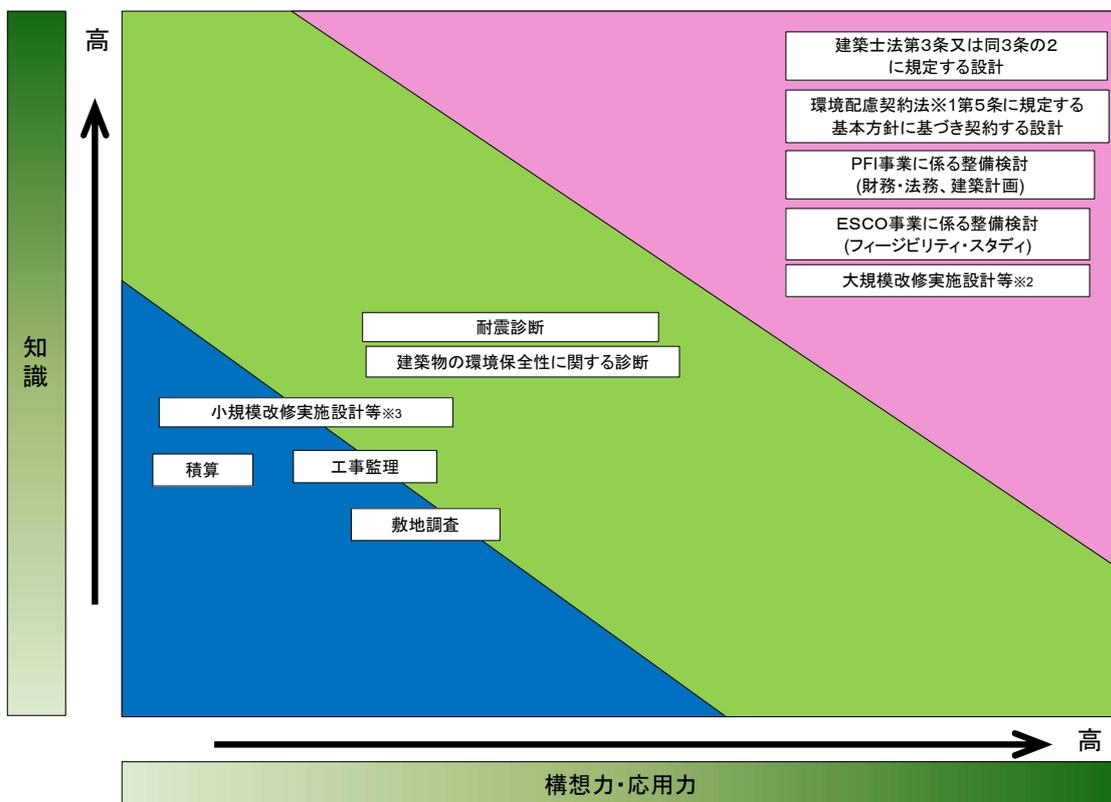
# 【測量調査】



## 【地質調査】



## 【建築】



※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 設計競技方式については上図によらないものとする

委託業務等名		契約金額										完了年月日		令和		年月日											
受注者名		履行期間										令和		年月日		令和		年月日									
審査項目	細別	担当監督員					総括監督員					検査員					技術者評定										
		氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	基礎 配点	評定 配点	基礎 配点	評定 配点		
プロセス 評価	実施能力 の評価	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'	12.0	/	20	3.0	/	5
	実施体制と執 行計画																					3.0	/	5	3.0	/	5
	執行管理																					12.0	/	20	18.0	/	30
	品質管理																					6.0	/	10	7.5	/	12.5
	業務特性																					2.4	/	4	2.4	/	4
説明調整能力 の評価	創意工夫																				3.6	/	6	3.6	/	6	
	取組 姿勢																				3.0	/	5	4.5	/	7.5	
	結果の評価																				18.0	/	30	18.0	/	30	
評定者別評価点 ①																											
評定者別基礎点 ②																						60.0					
評定者別評価点 ③ = (①+②)																						⑥					
業務評定点計 ⑦ = (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																						0.0 / 100					
⑧事務等による減点 (業務遂行段階を対象とする)																											
⑨成業物に、発注者の責任に起因する瑕疵が 存在し、契約回数に記された要請に依り、 瑕疵修補又は損害賠償が要請された場合の減 点(軽微なミスの修正を除く)																											
⑩その他(総合評価方式におけるペナル ティによる減点等)																											
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																											
所見		【担当監督員】										【総括監督員】										【検査員】					

注) 1. 業務評定点(⑦)は、小数第一位を四捨五入し整数とする。  
2. 埼玉県工事執行管理(成績評定)システムを利用する場合は、担当監督員・総括監督員・検査員の押印を省略することができる。

別紙 8-2 委託業務成績報告書 ( 単純調査業務、測量作業 )

委託業務等名		契約金額										完了年月日		令和		年月日								
受注者名		履行期間										令和		年月日										
		担当監督員					総括監督員					検査員		細別評定点										
審査項目	細別	氏名		印		氏名		印		氏名		印		氏名		印		基礎配点		評定配点				
		a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'			
プロセス評価	実施能力の評価																		12.0	/	20	3.0	/	5
	実施体制と執行計画																							
	執行管理																							
	品質管理																							
	業務特性																							
結果の評価	創意工夫																							
	説明調整能力の評価																							
	取組姿勢																							
	責任感・積極性・倫理観																							
	成果物の品質																							
評定者別評定点 ①																								
評定者別基礎点 ②	60.0																							
評定者別評定点 ③ = (①)+②	④																							
業務評定点計 ⑦ = (④)×0.4 + ⑤×0.2 + ⑥×0.4	⑤																							
⑧事故等による減点 (業務遂行段階を対象とする)	⑥																							
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記載された仕様に従い、瑕疵修補又は瑕疵賠償が実施された場合の減点(瑕疵ミスの修正を除く)	0.0 / 100																							
⑩その他(総合評価方式におけるペナルティによる減点等)																								
総合評定点⑩=(⑦)+⑧+⑨+⑩																								
所見	【担当監督員】										【総括監督員】													
											【検査員】													

注) 1. 業務評定点計⑦は、小数第一位を四捨五入し整数とする。  
 2. 埼玉県工事執行管理(成績評定)システムを利用する場合は、担当監督員・総括監督員・検査員の甲印を省略することができる。